

新旧対照表

【外国貿易等に関する基本通達（昭和59年10月17日蔵閣第1048号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2章 普通貿易統計</p> <p>(普通貿易統計上除外貨物)</p> <p>21-2 次に掲げる貨物は、前記 21-2 (普通貿易統計上貨物) の規定にかかわらず、普通貿易統計に計上しない。</p> <p>(1)～(14) (省略)</p> <p>(15) 關稅法第 74 条《輸入を許可された貨物とみなすもの》の規定による みなし輸入貨物。ただし、<u>日本郵便株式会社</u>から交付された郵便物を除く。</p> <p>(16)～(18) (省略)</p>	<p>第2章 普通貿易統計</p> <p>(普通貿易統計上除外貨物)</p> <p>21-2 次に掲げる貨物は、前記 21-2 (普通貿易統計上貨物) の規定にかかわらず、普通貿易統計に計上しない。</p> <p>(1)～(14) (同左)</p> <p>(15) 關稅法第 74 条《輸入を許可された貨物とみなすもの》の規定による みなし輸入貨物。ただし、<u>郵便事業株式会社</u>から交付された郵便物を除く。</p> <p>(16)～(18) (同左)</p>